

第4章 基本施策の展開

第4章 基本施策の展開

基本目標1 地域を支える人づくりと地域をつなげる場づくり

人口減少や少子高齢化が進行する中、地域力を維持していくためには、住民同士が互いに助け合い、支え合うことができる地域づくりが重要であり、住民一人ひとりが地域の一員としての自覚と責任を持ち、主体的に地域に関わっていくことが求められています。

支援を必要とする人を中心に、全ての市民が身近な地域でお互いに支え合うことができる環境をつくるため、「地域を支える人づくりと地域をつなげる場づくり」を推進します。

施策1 地域を支える人づくりの推進

誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らすためには、同じ地域に住む人々の相互理解と、助け合いや支え合いができる環境が必要であり、生活支援や災害時の対応においては、近隣や地区も巻き込み地域ぐるみで取り組む体制が不可欠です。

近隣で支え合うコミュニティ機能を再生できれば、近隣との関わりの重要性についての理解を深め、ひとり暮らし高齢者への声かけや安否確認、災害時に周りからの支援が必要な人への支援等も可能になると考えられます。

また、そうした地域の支え合い活動等の中で、その活動に携わる人が、喜びや生きがいを得られるよう、いかに地域福祉の取組を展開していくかが、重要であると考えられます。

本市においては、多くの市民が近所の人とあいさつ程度の交流は行っている状況にありますが、地域の福祉活動への参加率をみると、およそ2割にとどまっています。

身近な地域における住民相互の支え合い活動を推進するため、地域人材の確保・育成や自治会への加入促進等による「地域を支える人づくりの推進」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 自治会に加入します。 (2) 地域の行事や会議、ボランティア活動等に積極的に参加します。
地域	(1) 自治会への加入や地域の行事や会議等の地域活動への参加を地域住民に促します。

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 地域人材の確保・育成【福祉課】 地域課題が複雑化・多様化する中で、地域住民の身近な相談相手である民生委員児童委員の担い手確保に努めます。 また、民生委員児童委員の活動に対する理解を広めるため、自治会や市社協等と連携しながら、地域リーダーとしての人材育成に努めます。</p> <p>(2) 自治会への加入促進【地域自治課】 自治会加入促進チラシの作成や配付等による自治会活動の周知・啓発に努め、自治会加入率の向上を図ります。</p> <p>(3) 認知症サポーターの養成【長寿課】 認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する「認知症サポーター」について、出前講座の実施等によるサポーター養成を推進します。</p> <p>(4) 健康づくりを推進する地域人材の育成【健康増進課】 地域における健康づくりや食育・食生活改善の推進等を担う「食生活改善推進員」について、活動内容や養成講座開催の周知・広報を図ることで、人材の確保を図ります。</p> <p>(5) 人権尊重普及活動の推進【地域自治課】 市民の人権意識向上のため、啓発イベントや研修会等を法務局や日南市人権啓発推進協議会等と連携しながら継続的に開催します。</p> <p>(6) 学校教育を通じた地域行事への参加促進【学校教育課】 地域の自然や文化についての学習等、地域への愛着を育む教育を推進するとともに、地域行事等の開催の周知や参加の呼びかけを通じ、地域行事への参加促進を図ります。</p>
市社協	<p>(1) 福祉人材の発掘と育成 福祉推進員等研修会や小地域福祉活動研修会、ボランティア養成講座等を内容の充実を図りながら開催し、市民の福祉に関する知識の向上及び地域で連携して生活課題に応えることのできる人材の発掘と育成を図ります。</p> <p>(2) 福祉共育の推進 市内各学校の児童・生徒が社会福祉への理解と関心、実践力を高めるため、社会福祉推進校指定事業を実施し、思いやりとやさしさを養うため、多様な立場の人や組織が連携して教育を担う「福祉共育」の推進を図ります。</p>

施策2 身近な地域における住民相互の支え合いの促進

人口減少や少子高齢化が進行する中、住民同士が互いに助け合い、支え合うことができる地域を作り上げていくことの重要性が増しています。

しかし、市民調査における「困ったときに近所の人に支えてほしいと思うか」との問に対し、4割近くの市民が「支えてほしいが、難しいと思う」と回答しており、困ったときに近隣同士で支える環境が十分には整ってはいないと考えられます。

身近な地域における住民相互の支え合い活動支援の中核的な役割を果たす市社協と一体となり、地域で活動する各種団体に対する活動支援等による「身近な地域における住民相互の支え合いの促進」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 近隣や地域の人同士、積極的にあいさつや声かけを行います。 (2) 近隣に困っている人がいたら、声かけや手助けを行うように努めます。 (3) 自治会に加入します。【再掲】 (4) 地域の行事や会議、ボランティア活動等に積極的に参加します。【再掲】
地域	(1) 近隣や地域の人同士のあいさつや声かけを推進し、地域住民の交流を促します。 (2) 市広報等の配布物はできるだけ手渡しするようにし、近隣同士のつながりづくりに努めます。
日南市	(1) 地域の交流活動・見守り活動・啓発活動の推進【地域自治課】 地域の交流活動や見守り活動等に対する支援を行うことにより、市民一人ひとりができることから取り組むことができる環境づくりを推進します。 (2) 地域福祉コーディネーターの養成【福祉課】 地域の公的な福祉機関からボランティア、地域住民までを連携し、調整することができるキーパーソンとなる「地域福祉コーディネーター」について、県や市社協と連携を図りながら、積極的に活躍できる環境づくりと資質向上に向けた取組について推進します。 (3) 市民相互の支え合い活動を担う団体への支援【福祉課】 地域福祉活動に取り組むNPOや社会福祉法人、ボランティア団体等との連携強化を図るとともに、活動しやすい環境づくりと情報提供に努めます。 (4) 高齢者関係団体への支援【長寿課】 各地域における高齢者の生きがいづくり・社会参加・介護予防等の活動を推進し、必要に応じた支援を行います。 (5) 障がい者関係団体への支援【福祉課】 障がいのある人の生活の質の向上や社会参加の促進を図る障がい者団体等に対し、運営費の助成やより効果的な活動が行えるよう事業計画の相談・実施等に対する支援を行います。

取組主体	主な取組
日南市 (続き)	<p>(6) 市社協への支援【福祉課】 地域福祉の推進・支援の中核を担う市社協に対し、必要に応じた人的・物的支援を継続的に実施するとともに、事業等による成果の可視化を図ります。</p> <p>(7) 健康・スポーツ活動普及事業【健康増進課】 市民が健康で生きがいを持てる生活づくりを促進するため、「健康にちなん 21 (第二次)」に基づき、気軽に運動できる環境を整備するとともに、健康教室等の事業の利用促進を図ります。</p> <p>(8) 障がい者スポーツの促進【福祉課】 障がいのある人とない人との交流や障がいについての市民の理解を深める機会の充実を図り、障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに参加しやすい体制づくりと、障がい者スポーツ大会等への参加促進を図ります。</p>
市社協	<p>(1) 身近な地域福祉活動の推進 身近な地域の支え合い活動の実践・推進母体として十分な役割を果たせるよう、人材の発掘、育成、啓発等に取り組みます。</p> <p>①支え合いの基礎となる情報基盤の整備を図るため、孤立不安を抱える要支援者の要望に応じて、誰を・どのように支援するのかを明らかにする様式や活動モデルを考案し、その活動の普及・啓発を図ります。また、地域福祉のコーディネートを行い、これに基づく個別的な支援体制の整備を進めます。</p> <p>②地域福祉活動の多様化に対応し、地域福祉コーディネーターが地域住民や地域福祉推進団体と連携して各地区の福祉問題に対する、解決に向けた活動を支援します。</p> <p>③高齢に伴う閉じこもり防止、小地域の住民同士のふれあい、介護予防等の目的から、ふれあいいきいきサロン事業の拡充を図ります。また、サロン事業は高齢者に限らず、児童やその保護者との交流の取組も支援します。</p> <p>④市民の地域福祉に対する理解を促進するため、広報誌やホームページ等を活用し、事業の普及・啓発を行います。</p> <p>⑤生活課題を近隣の住民同士で解決していけるよう、平常時より連携・調整の支援に努め、地域住民同士の継続的・主体的な日常時・緊急時の連携対応を支援します。</p> <p>(2) 小地域福祉活動の支援・促進 「小地域福祉活動研修会」や「ふくし座談会(しゃべり場)」等の開催を支援し、生活課題を地域住民自身が解決していくための取組の促進を図ります。</p> <p>(3) 主体的な活動に向けた支援体制の充実 福祉推進員等に対する研修会の開催等を通じて、的確な情報提供を行うとともに、活動に関するアドバイス等を行います。</p>

取組主体	主な取組
市社協 (続き)	(4) サロン活動の充実 サロン活動の充実や協力者の育成、サロン活動に関する助言や支援により、高齢者の居場所づくりを推進する役割を担う「生活支援コーディネーター」を継続的に配置し、各地域におけるサロン活動の充実を図ります。

施策3 ボランティア・NPO等による支え合いの促進

地域でのさまざまな福祉課題に対応するためには、公的な福祉サービスだけではなく、ボランティア活動等が大きな力となり、それらの活動をはじめとする多種多様な市民活動が活発かつ継続的に行われていくことが必要です。

本市ではこれまで、平成29年に市民活動や地域福祉活動の拠点となる「日南市創客創人センター（市民活動支援センター）」を開設するなど、ボランティア団体・NPO等による活動の促進を図ってきました。

今後は、ボランティア活動に関する啓発・周知の強化による市民に対するボランティア活動への参加促進とともに、ボランティア団体・NPO等が活動しやすい環境整備を推進することで「ボランティア・NPO等による支え合いの促進」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 地域の行事や会議、ボランティア活動等に積極的に参加します。【再掲】
地域	(1) 知識や経験が豊富で地域の福祉活動に参加してくれる新たな人材（特に、職を退いて間もない団塊の世代の人たち）を地域で把握し、活動できる人を増やすように努めます。 (2) ボランティア活動等に関する情報の地域住民への周知を行うなど、ボランティア団体・NPO等の活動を支援します。
日南市	(1) ボランティア・NPO支援機能の充実【地域自治課、福祉課】 NPO、ボランティア団体等の活動に関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、市民活動や地域福祉活動を促進するための活動の拠点となる「創客創人センター」の活用により、活動しやすい環境づくりを推進します。 (2) 学校教育を通じたボランティア活動への参加促進【学校教育課】 学校内において、ボランティア活動の機会を設けるとともに、ボランティアに対する意識の醸成を図ることで、地域におけるボランティア活動への参加を推進します。

取組主体	主な取組
市社協	<p>(1) ボランティア人材の育成 ボランティアセンターを核に、個人及び団体ボランティアやNPO等による支え合い活動を推進します。 また、ボランティア人材の育成を図るため、創客創人センターとの連携を図りながら、ボランティア人材の育成に努め、個人・団体ボランティアやNPO等による支え合い活動を推進します。</p> <p>(2) 市社協「ボランティアセンター」機能の充実 ボランティアセンターを拠点に、ボランティア同士の交流や情報交換、ボランティアの養成等の機能強化・充実を図ります。 また、ボランティアをしたい人と求めている人とを、より効果的・効率的に結び付けられるよう、ボランティアコーディネート機能の充実を図ります。</p> <p>(3) 活動団体間の連携強化の促進 ボランティア団体等が連携し合うことにより、活動がより活発・効果的に行われるよう、研修会の充実等を図りながらボランティア連絡協議会が開催する会議等で、活動団体間の連携強化の促進を図ります。</p>

施策4 気軽に集える交流の場の整備・推進

地域住民同士が気軽に集い、交流するためには、地域住民の意識啓発等のソフト面の整備だけでなく、交流拠点等のハード面の整備も必要です。

本市ではこれまで、自治会活動の拠点となる公民館や高齢者団体等の活動の場となる市の福祉施設や高齢者福祉バス等の利活用を推進するとともに、JR日南駅舎内にコミュニティスペースを整備する等、空き家・空きスペース等を活用した交流の場の整備も推進してきました。

今後も、現存する交流拠点の整備・利活用の推進、空き家等の交流拠点としての活用の検討等による「気軽に集える交流の場の整備・推進」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 地域での世代間交流や閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり等の活動の場に積極的に参加します。
地域	(1) 地域での世代間交流を推進します。 (2) 地域での閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり活動を推進します。
日南市	<p>(1) 身近な交流拠点づくりの支援【地域自治課】 地域での支え合いの意識を醸成するため、自治会活動での市民協働を推進しながら、活動の拠点となる公民館等の利活用や整備等を支援し、地域住民での連帯感を育むよう努めます。</p> <p>(2) 活動の場の調整支援【長寿課】 高齢者が主体的に仲間づくり、生きがいづくり活動に取り組めるよう、市の福祉施設や高齢者福祉バスの利用の調整支援を行います。</p> <p>(3) 空きスペースの有効活用【総合戦略課】 令和元年度に整備を行ったJR日南駅舎内のコミュニティスペースの周知と利活用のPRを行っていくとともに、市民同士が交流できる場としての空きスペース等の新たな活用を推進します。</p>
市社協	(1) 地域の人たちが定期的集える場の確保 地域のニーズの把握を行いながら、寄り合いの居場所づくりを進めるとともに、ふれあいいきいきサロンの未設置地区における立ち上げを支援し、地域住民の誰もが気軽に立ち寄れる場づくりを推進します。

基本目標 2 地域を見守る仕組みづくり

家族形態や社会状況が変化する中、家族や地域のつながりが弱まりつつあると言われています。

そのような中、地域における見守り活動等を通じて、支援を必要とする人を見つけ出し、相談機関等につなぐことができる体制を構築していくことも重要となっています。

地域で暮らす人々が安心して生活し、支援が必要となった場合でも適切な支援を受けられることができるよう、「地域を見守る仕組みづくり」を推進します。

施策 1 支援を必要とする人がつながりやすい体制の構築

地域住民のつながりの希薄化や生活スタイルの多様化等により、地域での日常的な支え合い、助け合いが少なくなりつつあると言われています。

地域の状況やその課題を一番よく知るのにはそこに住む人たちです。

地域住民同士が交流や見守り等を行い、必要に応じて、相談機関等につないでいくことが、支援が必要な人の地域での孤立を防ぐことにつながると考えられます。

また、行政や専門機関等の支援機関は、お互いに連携するとともに、地域住民や地域と連携することで、支援が必要な人に対する適切な支援を提供していくことが求められています。

本市では、6割以上の福祉事業所が地域や他の事業所、行政等と連携して何らかの取組を行うなど、連携の強化が図られています。

今後は、地域における高齢者や障がいのある人等への見守り体制の充実とともに、市民や関係機関との地域ネットワークづくりを通して、「支援を必要とする人がつながりやすい体制の構築」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	(1) 近隣や地域の人同士、積極的にあいさつや声かけを行います。【再掲】 (2) 近隣に困っている人がいたら、声かけや手助けを行うように努めます。 【再掲】 (3) 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。
地域	(1) 近隣や地域の人同士のあいさつや声かけを推進し、地域住民の交流を促します。【再掲】 (2) 地域役員等としての活動において、困りごとを抱える人の把握に努めます。 (3) 地域に困りごとを抱えている人がいたら、民生委員児童委員等が相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 地域の見守り活動の推進【福祉課、長寿課】 地域住民の身近な生活相談相手である民生委員児童委員に対し、関係機関等と連携しながら、福祉サービスの情報提供や活動しやすい環境の整備・支援を行います。 また、民生委員児童委員が各地域において見守りが必要と判断した高齢者に対する、愛の訪問連絡員による見守り活動を推進します。</p> <p>(2) 孤立死防止対策【福祉課、長寿課】 民生委員児童委員や福祉推進員による見守り・声かけ等による安否確認を行うとともに、近隣住民の声かけや福祉サービス事業者等の協力により、孤立死防止対策に取り組みます。</p> <p>(3) 高齢者虐待防止支援【長寿課】 高齢者虐待の早期発見・防止のための地域支援体制づくり、出前講座の開催等による成年後見制度の利用促進を図ります。</p> <p>(4) 障がい者虐待防止対策【福祉課】 障害者虐待防止法の啓発活動を行うとともに、障がい者虐待に関する相談や通報・届出の受理を行い、虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、被害者及び加害者への適切な支援を行います。</p> <p>(5) 悪徳商法の被害等を受けた高齢者や障がいのある人への支援【福祉課、長寿課、地域自治課】 民生委員児童委員や地域包括支援センター及び福祉サービス事業者等からの情報提供体制を確立し、被害者等に対する相談支援を行うことができる体制を確保します。</p> <p>(6) 児童虐待防止体制の強化【こども課】 児童虐待防止普及用ポスターの提示やチラシの配布等により、児童虐待防止に対する市民への普及啓発を図るとともに、事案への対応力向上のため、職員の研修会参加の促進を図ります。</p> <p>(7) 支援が必要な子どもに対する支援体制の充実【こども課】 要保護児童対策会議地域協議会において、ケース会議を効果的・効率的に運営しながら、適切なケース管理に努めるとともに、児童相談所をはじめとした関係機関との更なる連携強化を図ります。</p> <p>(8) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【こども課】 市社協が実施している「こども宅食」の支援を行うとともに、市内で活動するフードバンクや子ども食堂との連携強化を図ることにより、子どもに対する食事支援の充実を図ります。</p>

取組主体	主な取組
市社協	<p>(1) 市民が抱えるニーズの把握 地域住民の集いの場となるサロン活動について、活動の拡充を図りながら、市社協職員が出席する機会を設けることで、地域住民が抱える生活課題等の把握に努めます。</p> <p>(2) 地区社協・地区福祉推進協議会との連携と支援 地区社会福祉協議会及び地区福祉推進協議会との連携強化と必要な支援の提供を推進することで、地域における見守り体制等の強化を図ります。</p> <p>(3) 子どもの貧困対策における食事支援の充実 生活に悩みを抱えた家庭で、18歳以下の子どもがいる世帯に対して、食材等を提供し、つながりをもつことで継続的な寄り添い型の相談支援を展開します。</p>

施策2 協働による地域生活支援の充実

全国的に少子高齢化や核家族化が進行する中、支援を必要とする人の問題が多様化するとともに、1つの問題だけでなく複数の問題を抱えているケースが増えてきています。

そのような場合、支援を必要とする人に対し、多職種・多分野の関係者・関係機関が連携したうえで、必要な支援を提供していくことが求められます。

本市においては、地域、行政、関係機関等が連携した支援体制の構築に取り組んできました。

今後も、複雑化・複合化した問題を抱える人に対し、多職種・多分野連携で対応し、必要な支援を提供することができるよう、「協働による地域生活支援の充実」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 地域の行事や会議、ボランティア活動等に積極的に参加します。【再掲】
地域	(1) 地域の福祉課題を把握し、地域の会合の場等において、その課題について話し合うよう努めます。

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 包括的な支援体制の整備【福祉課】 相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施を検討するなど、複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の整備を推進します。</p> <p>(2) 生活困窮者等に対する支援体制の充実（生活困窮者自立支援事業） 【福祉課】 生活困窮者に対し、生活自立サポートセンターを中心に関係部署と連携した横断的な体制づくりに努めるほか、学校や市社協、民生委員児童委員、電気・ガス等のライフライン事業者、自治会等、多岐にわたる分野との連携を促進し、早期把握と自立への支援につなげます。</p>
市社協	<p>(1) 福祉団体・施設等との協働 市内の社会福祉法人等と連携し、法人の公益的な事業の促進に取り組むとともに、それぞれの法人の強みを生かした地域支援、セーフティネットとしての取組の推進を図ります。</p>

施策3 地域ぐるみで子育てをする仕組みづくり

少子高齢化が進む中、将来を担う子どもたちの存在は社会にとって大変重要です。

しかし、近年、核家族化や共働き世帯の増加など、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、待機児童問題や子どもの貧困、子どもの虐待等が大きな社会問題となっています。

このような状況において、地域全体で子育てを支え、必要に応じた支援を提供していく環境を整えていくことが求められています。

市民調査においては、地域づくりに関する16項目のうち、「子どもが健やかに育つ環境がある」と感じている市民の割合が2番目に高く、直近5年間でよくなったと回答した市民の割合は最も高くなっており、子育て環境の整備が着実に進行できている状況にあります。

今後も、地域全体で子育てを見守り・支える環境づくりに努めるとともに、子育て世帯を支える相談支援体制の確保等の推進により、「地域ぐるみで子育てをする仕組みづくり」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	<p>(1) 地域の行事や会議、ボランティア活動等に積極的に参加します。【再掲】</p> <p>(2) 地域での世代間交流や閉じこもり予防、仲間づくり、健康づくり、生きがいづくり等の活動の場に積極的に参加します。【再掲】</p> <p>(3) 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につながります。【再掲】</p> <p>(4) 子育て等でわからないことがある時に、相談したり尋ねたりする人を身近につくります。</p>
地域	<p>(1) 地域での世代間交流を推進します。【再掲】</p> <p>(2) 地域に困りごとを抱えている人がいたら、民生委員児童委員等が相談に応じたり、必要に応じて相談機関につながります。【再掲】</p> <p>(3) 子どもの登下校時の見守りや防犯パトロール等を通じて、地域住民の安全を確保します。</p>
日南市	<p>(1) 地域全体で子育てを支える環境づくりの推進【こども課】 広報誌やシンポジウム等を通じた子育て全般に係る周知・啓発に努めることで、地域全体で子育てを支えることのできる環境づくりを推進します。</p> <p>(2) 子育てネットワークづくりの支援【こども課】 育児の孤立化や育児不安解消を図るため、地域子育て支援センターの開設や子育て応援フェスティバルの開催等による子育て世帯同士のネットワークづくりを支援します。</p> <p>(3) 子どもの未来を応援するための地域ネットワークづくり【こども課】 より良い子育て環境の構築のため、子ども・子育て会議を開催するとともに、要保護児童対策協議会等との連携強化による地域ネットワークの強化を図ります。</p> <p>(4) 児童虐待防止体制の強化【こども課・再掲】 児童虐待防止普及用ポスターの提示やチラシの配布等により、児童虐待防止に対する市民への普及啓発を図るとともに、事案への対応力向上のため、職員の研修会参加の促進を図ります。</p> <p>(5) 支援が必要な子どもに対する支援体制の充実【こども課・再掲】 要保護児童対策会議地域協議会において、ケース会議を効果的・効率的に運営しながら、適切なケース管理に努めるとともに、児童相談所をはじめとした関係機関との更なる連携強化を図ります。</p> <p>(6) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【こども課・再掲】 市社協が実施している「こども宅食」の支援を行うとともに、市内で活動するフードバンクや子ども食堂との連携強化を図ることにより、子どもに対する食事支援の充実を図ります。</p>

取組主体	主な取組
日南市 (続き)	<p>(7) 放課後児童クラブの推進【こども課】 子どもの保護者のニーズ等を踏まえながら、放課後児童クラブ（学童保育）の提供体制の確保を図ることで、共働き家庭等の小学生の遊び・生活の場の確保に努めます。</p> <p>(8) 放課後子ども教室の推進【生涯学習課】 安心・安全な子どもの活動拠点として、放課後の学校施設を利用し、地域との交流活動等の取組を行いながら、子どもの居場所づくりと地域による子育ての推進を図ります。 また、放課後子ども教室を支える「放課後子ども教室教育活動サポーター」について、活動内容やサポーター募集の広報・周知を図ることで、サポーターの確保に努めます。</p> <p>(9) 青少年育成関係団体への支援【生涯学習課】 日南市青少年育成市民会議支部長会の定期的な開催等を通じて、青少年の健全育成活動を推進します。</p> <p>(10) 子どもの安全・安心対策【地域自治課】 青色防犯パトロール車での防犯パトロールや街頭キャンペーン等の活動を関係団体との連携により実施することで、子どもの犯罪被害防止に努めます。</p>
市社協	<p>(1) 子育て相談の機会づくり 人と人が集い、出会い、支え合う機会の提供を図り、地域ぐるみで子育てする担い手の育成・支援に努めます。 特に、子育て相談の機会づくりのため、福祉推進部会やふれあいいいききサロン等の活動を通じて、世代間のふれあいや交流の促進を図るとともに、高齢者クラブ等の関係団体と連携し、子育て経験豊かな高齢者や子育て中の親等が身近な場所で相談し合うことのできるきっかけづくりに努めます。</p> <p>(2) 社会福祉施設等連絡会との連携 日南市社会福祉施設等連絡会との連携強化を図ることにより、子育て環境づくりや子育てに関するネットワークの充実に努めます。</p> <p>(3) 子どもへの学習支援 ひとり親世帯等の児童を対象に、夏休み・冬休みの課題への取組や創作活動、体験活動等を通し、子どもの学習意欲の向上と基本的な生活習慣が身につくよう支援します。</p> <p>(4) 子どもの貧困対策における食事支援の充実【再掲】 生活に悩みを抱えた家庭で、18歳以下の子どもがいる世帯に対して、食材等を提供し、つながりをもつことで継続的な寄り添い型の相談支援を展開します。</p>

基本目標3 安全で安心して暮らせるまちづくり

近年、台風や集中豪雨、地震等の自然災害が全国各地で発生しています。

災害時（特に発生直後）における公的なサポートには限界があることから、近隣・地域の住民同士が互いに助け合い、支え合うことが重要であり、日頃から災害に備えた地域づくりを進めておくことが重要です。

一方、子どもや高齢者が犯罪や交通事故に巻き込まれるケースも近年増えてきています。

行政や関係機関、地域住民が一体となって、犯罪や交通事故の発生を抑制し、誰も犯罪や交通事故に巻き込まれることのない地域を作り上げていくことが求められています。

市民の生命・財産を守るため、地域全体で防災・防犯・交通事故防止に取り組むことによる「安全で安心して暮らせるまちづくり」を推進します。

施策1 日常の地域力を生かした安全・安心のまちづくり

阪神淡路大震災において、倒壊した建物から救出され生き延びた人の多くが家族や近隣住民等によって救出されるなど、災害時において、近隣や地域の人同士の助け合い、支え合いは欠かせないものとなっています。

また、防犯において、地域の見守り等は犯罪の抑止力につながり、犯罪のないまちづくりを進めるうえで欠かせないものとなっています。

しかし、市民調査において、「災害等の面で安全である」と感じている市民の割合は3割にとどまっており、安全・安心なまちづくりのさらなる推進が求められています。

行政や関係機関、地域がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって活動に取り組むことによる「日常の地域力を生かした安全・安心のまちづくり」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	(1) 地域の避難場所や防災・防犯・事故防止に関する情報等の積極的な入手に努めます。 (2) 防災訓練や防災・防犯・事故防止等に関する講習会等に積極的に参加します。
地域	(1) 自主防災組織を立ち上げ、いざというときに助け合える体制を築きます。 (2) 地域の避難場所や防災・防犯・事故防止に関する情報等を地域住民に発信します。 (3) 子どもの登下校時の見守りや防犯パトロール等を通じて、地域住民の安全を確保します。【再掲】

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 地域全体で防災に取り組む体制づくり【総務・危機管理課】 避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）の策定にあわせて、モデル地区を選定し、地区防災計画に関する周知や防災講話、ハザードマップ及び避難路の確認等を実施し、市民を巻き込んだ取組の展開を推進します。</p> <p>(2) 防災に関する情報提供【総務・危機管理課】 定期的なハザードマップ配付や危険箇所等の周知を行うことで、防災・減災に関する情報提供を推進します。</p> <p>(3) 防犯・交通安全活動の推進【地域自治課】 日南警察署や交通安全・防犯推進に関する団体等と連携しながら、研修会や講習会の開催及び市民への交通安全・防犯に関する普及・啓発活動の実施、地域安全・安心活動推進モデル地区の指定、免許証返納メリット制度の推進等により、地域ぐるみの交通安全・防犯対策を推進します。</p> <p>(4) 地域と日南市の協働による道路等の移動空間の改善【建設課】 日南市通学路安全対策アクションプログラム等も踏まえ、関係機関と連携しながら、通学路を中心とする道路の安全確保に関する取組を推進します。</p> <p>(5) 子どもの安全・安心対策【地域自治課・再掲】 青色防犯パトロール車での防犯パトロールや街頭キャンペーン等の活動を関係団体との連携により実施することで、子どもの犯罪被害防止に努めます。</p>
市社協	<p>(1) 災害ボランティアセンターの設置運営 地域住民やボランティアと協働し、災害ボランティアセンター運営の体制整備を図ります。</p> <p>(2) 地域の安全・安心のための活動の推進 小地域福祉活動研修会やふくし座談会（しゃべり場）の開催等により、地域の安全・安心のための活動の理解促進及び参加者の増加を図ります。</p>

施策2 誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境の整備

快適な移動環境の整備において、移動手段の確保は欠かせないものです。

また、高齢者や障がい者の社会参加を促し、子どもや子育て中の保護者の快適な外出を支えるためには、段差の解消等の歩行環境の整備や公共施設等におけるバリアフリー化を推進する必要があります。

しかし、市民調査において、「道路や交通の便がよく誰もが外出しやすい」と感じている割合が3割にとどまるなど、移動手段等に不満を感じている市民が多い状況にあります。

こうした状況を踏まえ、利用しやすい移動手段の確保に努めるとともに、道路や公共施設のバリアフリー化等の推進による「誰もが安全で快適な生活を送ることができる環境の整備」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	(1) コミュニティバスやデマンド交通に関する情報を入手し、必要に応じて利用します。 (2) 外出時において、障がい者等の優先利用（優先駐車スペースや優先席等）に関するルールを守ります。
地域	(1) コミュニティバスやデマンド交通に関する情報を地域住民に発信します。 (2) 移動手段に困っている人を見つけた場合には、相談に応じたり、必要に応じて、関係機関につなぐよう努めます。
日南市	(1) 利用しやすい移動手段の確保【総合戦略課】 日南市地域公共交通網形成計画に基づく、利用しやすい移動手段の確保に努めるとともに、「誰もが使いこなすことができる持続可能な公共交通」を目指し、コミュニティバスやデマンド交通に関する情報発信や利用促進を図ります。 (2) 公共施設、道路等の整備の推進【建設課】 道路や公共施設等についてバリアフリー化を進め、誰もが安心して生活できる公共環境の整備を推進します。
市社協	(1) 外出・買い物を支援する活動の推進 自力による移動が困難な方の外出促進を図るため実施している「車いす無料貸出事業」について、周知・広報による利用促進を図ります。 また、買い物支援サービス事業・送迎車両無料貸出により、外出の促進や地域の見守り体制の充実を図ります。

施策3 災害に備えた避難行動要支援者への支援の充実

災害時においては、自らの避難や家族の助け合いにより身を守る「自助」が基本とされていますが、自力で避難を行うことができない、高齢者や障がい者、医療的ケア児等の避難行動要支援者にとっては、近隣や地域の人等の周りの支援がなくては、身の安全を確保することはできません。

避難行動要支援者を把握するとともに、災害発生時等の避難支援体制を事前に確保しておくことは、避難行動要支援者の生命を守るうえで大変重要です。

しかし、市民調査において、「自力もしくは周辺の人々の支援により避難ができる」といえない市民が一定数いることが示されています。

避難行動要支援者の把握や避難行動要支援者に対する支援体制の確立による「災害に備えた避難行動要支援者への支援の充実」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 近隣に避難行動要支援者が居住している場合には、無理のない範囲で支援を行います。 (2) 防災訓練や防災・防犯・事故防止等に関する講習会等に積極的に参加します。【再掲】
地域	(1) 避難行動要支援者の名簿作成を推進します。 (2) 見守りマップの作成等、避難行動要支援者に関する分かりやすい情報共有の仕組みづくりに努めます。 (3) 避難行動要支援者の避難も想定した防災訓練を実施します。

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 市民に対する周知・啓発【総務・危機管理課】 市民の防災に関する意識の醸成を図るため、避難行動要支援者避難支援等制度の広報・周知や防災及び減災に係る講話等の実施に努めます。</p> <p>(2) 避難行動要支援者名簿作成の推進【総務・危機管理課】 庁内関係課をはじめ、市社協、民生委員児童委員及びケアマネジャー等との連携により、本人及びその家族の理解を得ながら、避難行動要支援者名簿の作成を推進します。</p> <p>(3) 避難行動要支援者避難支援プラン（個別計画）の作成・管理【総務・危機管理課】 避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）策定と適正な更新・管理を推進します。</p> <p>(4) 避難訓練の実施【総務・危機管理課】 自治会や自主防災組織、福祉関係団体等と連携し、地域における避難行動要支援者避難支援プラン（個別避難計画）を踏まえた避難訓練の実施を推進します。</p> <p>(5) 要支援者を支える地域ネットワークの構築【福祉課、長寿課】 日常的に見守りを必要とするひとり暮らし高齢者や障がいのある人の実態把握に努めるとともに、自治会、民生委員児童委員、福祉推進員等の関係機関との連携を強化し、地域の安全対策に関するネットワークづくりに努めます。</p>
市社協	<p>(1) 地域における見守り活動基盤の整備 ひとり暮らしや認知症の高齢者、障がいのある人への地域の見守り活動を地域住民や民生委員児童委員、福祉推進員、ボランティア等と連携しながら推進します。 また、身近な地域で活動を行っている組織のネットワーク化を進め、地域の実情に即した活動を行える基盤を整備します。</p>

基本目標4 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

福祉サービスを必要とする人が、身近な地域において、適切なサービスを利用し、安心して暮らし続けるためには、きめ細やかなサービス情報の提供と、サービスにつなげる迅速で効果的な支援が必要です。

福祉サービスを必要とする本人や家族、支援者にとって、入手しやすい情報提供体制や、身近における相談支援体制、高齢者、子ども、障がいのある人等の暮らしを支えるための権利擁護支援体制、生活困窮者等の複雑で多様な課題を抱える人を支援するための各関係機関との連携体制の強化等による「必要なサービスを受けられる仕組みづくり」を推進します。

施策1 情報提供の充実

福祉サービスの提供においては、提供体制を確保できたとしても、サービスの提供が必要な人まで届かなければ、意味がありません。

よって、福祉サービスに関する情報を発信し、サービスの提供が必要な人もしくはその周辺の人に届けていくことが重要です。

市民調査において、「成年後見制度を全く知らない」と回答した市民の割合が3割近くに達していることなども踏まえ、福祉サービスに関する情報提供体制を強化していく必要があると考えられます。

福祉サービスの提供が必要な人が必要なサービスを受けることができるよう、情報提供体制や情報共有体制の確保等による「情報提供の充実」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 行政等が発信する福祉サービスに関する情報に関心を持ち、積極的に入手します。
地域	(1) 福祉サービスに関する情報を地域住民に発信します。 (2) 福祉サービスの提供が必要と思われる人がいたら、本人や家族にサービスに関する情報の提供、相談窓口の紹介等を行います。

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) サービス情報提供の推進【福祉課、長寿課、こども課】 福祉サービスに関する情報について、ガイドブックや市ホームページ等を活用して、積極的に情報提供を行います。 また、福祉サービスは内容が複雑なため、利用者の立場に立って、良質かつ適切なサービスの情報提供体制の構築に取り組みます。</p> <p>(2) 民生委員児童委員との情報共有体制の構築【福祉課】 地域における個別課題の早期発見・解決を図るため、見守り活動等の円滑な実施のための個別情報の提供等、民生委員児童委員との情報共有体制の充実強化を図ります。</p>
市社協	<p>(1) 市社協広報誌の発行 活動内容等を掲載した市社協広報誌について、アンケートの実施等により市民の意見を反映させることによる内容の充実を図りながら、継続して発行します。</p> <p>(2) 市社協ホームページを活用した情報提供 掲載内容の充実を図りながら、市民への分かりやすい情報提供に努めます。</p> <p>(3) 地域等への情報発信 地域で開催される会議等に積極的に参加し、地域に必要な情報を定期的に発信します。</p>

施策2 相談体制の充実

一人暮らし世帯や高齢夫婦のみ世帯が世帯全体に占める割合が上昇傾向にある中、地域の中で孤立する人や世帯が増加することが懸念されています。

そうした中、市民調査において、民生委員児童委員、福祉推進員と専門機関等をつなぐ人や仕組みの充実、相談窓口の充実等を求める意見が多く寄せられるなど、市民の相談に気軽に応じ、必要に応じて各種支援の提供につなぐことができる体制を確保していくことが求められています。

各分野における相談支援体制の強化、複雑化・複合化した問題を抱える人にも対応できる総合窓口の設置等による「相談体制の充実」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 困りごとがあったら、近隣や地域の人、民生委員児童委員等に気軽に相談します。 (2) 広報紙や市ホームページで、各種相談窓口を確認し、積極的に活用します。 (3) 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。【再掲】
地域	(1) 地域の身近な相談相手となる民生委員児童委員や行政等の相談窓口の情報を地域に発信します。 (2) 地域に困りごとを抱えている人がいたら、民生委員児童委員等が相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。【再掲】

取組主体	主な取組
日南市	<p>(1) 子育て世代に対する包括的支援体制の充実【こども課】 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援をワンストップで行うために設置している子育て世代包括支援センターと、令和5年度を目標に設置を進める、子育て世帯や妊産婦等を対象に福祉に関する支援業務等を行う「子ども家庭総合支援拠点」による一体的な支援体制を確保するため、人材確保を始めとする体制整備を推進します。</p> <p>(2) 家庭児童相談室による相談支援【こども課】 家庭養育や子どもに関する相談、ひとり親家庭の就労等の相談に対応するため、家庭児童相談室を設置し、様々な相談に対する適切な支援を行います。</p> <p>(3) 地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）による相談支援【長寿課】 相談支援が必要な人が必要な支援を受けることができるよう、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）の役割等に関する周知・啓発に努めます。</p> <p>(4) 認知症地域支援推進員の配置【長寿課】 認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、「認知症地域支援推進員」を地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）・市立中部病院・長寿課にそれぞれ配置します。 ここでは、地域の実情に応じて医療機関、介護サービス事業所及び地域の支援機関をつなぐ連携支援や認知症の人とその家族を支援する相談業務等を行います。</p> <p>(5) 相談・支援が必要な人に対する包括的な体制の充実【福祉課】 高齢者・障がい者・子育て世代をはじめ支援が必要な人に対する包括的な相談体制の構築に努めます。 また、それぞれの専門機関の機能を強化し、分野横断的な連携の強化の実現により、切れ目のない支援の実現に努めます。</p> <p>(6) 福祉全般に係る相談窓口の設置【福祉課】 複雑・複合化する課題や既存の制度では解決困難な課題に対して包括的に相談を受け付ける「まるごと福祉相談窓口」を設置し、適切な支援につなげられる体制の充実に努めます。</p> <p>(7) 地域の身近な相談者との連携強化【福祉課】 居住地域や生活ステージに応じた相談を広く受け止めるため、身近な相談者である福祉推進員や民生委員児童委員に対する、定期的な情報共有の機会を設ける等の連携強化を図ります。</p>
市社協	<p>(1) 相談窓口体制の充実 市民のニーズ等に基づき、相談事業の見直しを行いながら、相談窓口体制の充実に努めます。</p>

施策3 権利擁護の強化

権利擁護とは、「自己の権利を主張することが困難な寝たきり高齢者や、認知症高齢者、障がい者の代わりに、権利を行使できるよう支援すること」であり、全ての人が安心して暮らし続けるためには必要なものです。

本市においては、認知症及び知的・精神障がい等によって判断能力が十分ではない人を保護するための制度である「成年後見制度」について、3,000人弱が潜在的な利用ニーズを有していると推定されるなど、今後も権利擁護の推進を図っていく必要があると考えられます。

権利擁護の推進体制を強化するための職員の研修参加や成年後見制度の利用促進等による「権利擁護の強化」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 行政等が発信する福祉サービスに関する情報に関心を持ち、積極的に入手します。【再掲】 (2) 虐待を発見した場合には、速やかに専門機関に通報します。
地域	(1) 福祉サービスに関する情報を地域住民に発信します。【再掲】 (2) 福祉サービスの提供が必要と思われる人がいたら、本人や家族にサービスに関する情報の提供、相談窓口の紹介等を行います。【再掲】
日南市	(1) 権利擁護の推進体制の強化【福祉課】 権利擁護の推進体制を強化するためには、職員の専門性を高める必要があると考えられることから、研修会等への参加を促進します。 (2) 成年後見制度利用の支援・促進【福祉課、長寿課】 認知症や知的障がい等により、判断能力が十分でない方への支援を図るため、日南・串間成年後見ネットワーク協議会等において各事業所等と連携するとともに、市役所や障がい者相談支援事業所、地域包括支援センター（高齢者あんしん相談所）に相談窓口を設置したことを広く周知し、成年後見制度の利用支援・促進を図ります。
市社協	(1) あんしんサポートセンターの充実 認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等が地域で安心して生活を送れるよう、福祉サービスの利用の援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業（あんしんサポートセンター）」を実施し、相談・支援内容の充実を図ります。

施策4 良質で適切な福祉サービスの提供

福祉サービスの提供にあたっては、利用者一人ひとりに対して、良質で適切なサービスの提供に努める必要があります。

本市では、要支援・要介護認定者数の増加が予測されるなど、福祉サービスの量的整備も求められる中、量と質を同時に確保していくことが求められています。

利用者が安心して福祉サービスの提供を受けることができるよう、サービスの質の向上を図ることによる「良質で適切な福祉サービスの提供」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	(1) 自分や家族が福祉サービスを利用する場合には、それぞれのサービスの内容やその目的等について理解したうえで、適切なサービスを利用します。
地域	(1) 福祉サービスに関する情報を地域住民に発信します。【再掲】
日南市	(1) 提供サービスの質の向上【福祉課、長寿課、こども課】 サービス提供による成果分析や課題把握を行い、サービスの改善を図っていくことで、提供サービスの質の向上を図ります。
市社協	(1) 新たな福祉ニーズへの対応 ふくし座談会（しゃべり場）の開催やサロン訪問を通じて、福祉ニーズの把握・分析を行い、市民の求める福祉ニーズへの対応に努めます。 (2) 協働による地域福祉サービスの推進 市内の社会福祉法人等との情報提供や連携・協働による支援活動に取り組むことで、より良質で適切な福祉サービスの提供に努めます。

施策5 自立を支援する体制の充実

近年、景気の低迷やひとり親世帯の増加等により、経済的な困窮状態に陥る人が増えており、子どもの貧困や貧困の世代間連鎖といった問題も深刻化しています。

こうした状況のなか、国は、経済的な困窮状態に陥っている人（生活困窮者）の自立を支援する制度として、平成27年に生活困窮者自立支援制度を設け、本市を始め全国の各自治体で運用されています。

市民調査においては、コロナ禍における市民の経済的不安が大きくなりつつある中、3割の市民が、経済的に生活が苦しいと回答しています。

全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、関係機関と連携して生活困窮者に対する支援を行うとともに、関係機関との連携体制の強化等を推進することにより「自立を支援する体制の充実」を図ります。

取組主体	主な取組
市民	(1) 近隣に困りごとを抱えている人がいたら、相談に応じたり、必要に応じて相談機関につながります。【再掲】
地域	(1) 地域に困りごとを抱えている人がいたら、民生委員児童委員等が相談に応じたり、必要に応じて相談機関につながります。【再掲】
日南市	<p>(1) ひとり親家庭に対する支援【こども課】 ひとり親家庭の父・母の自立支援を図るため、母子・父子自立支援員による相談対応、ハローワークとの連携による就労支援、家庭生活支援員による日常生活支援、生活資金等の貸付等の支援を行います。</p> <p>(2) 生活困窮者に対する支援【福祉課】 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者の自立支援に向けては、長期にわたる継続的な支援が求められていることから、市社協に専任職員を配置し、相談支援事業の実施体制の充実を図るなど、継続的な支援体制の確立を図ります。</p> <p>(3) 自立支援に向けた支援体制の強化【福祉課】 複雑・多様化する相談者が抱える生活課題に対し、対応することができるよう、関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。</p>
市社協	<p>(1) 生活福祉資金貸付事務事業の実施 宮崎県社会福祉協議会が実施主体、市社協が申請に関する相談・受付窓口となり、それぞれの世帯の状況と必要に合わせた資金の貸付を行う「生活福祉資金貸付事業」について、広報誌や各種会議等を活用し、事業の周知を図ります。</p> <p>(2) 生活自立サポートセンターの充実 多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的で継続的な支援を行い、自立支援を図る「生活自立サポートセンター事業」について、事業を継続して実施するとともに、啓発活動の実施による事業の周知に努めます。</p>

施策6 福祉、保健、医療・介護の生活関連分野の連携強化

厚生労働省が平成29年度に実施した「人生の最終段階における医療に関する意識調査」において、国民の約7割が「人生の最期を自宅で迎えたい」と回答しています。

住み慣れた地域で最期まで自分らしく、安心して暮らし続けるためには、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠です。

市民調査においても、本市が取り組むべきこととして、「介護している家族等への支援」を求める意見が最も多くなっています。

地域包括ケアシステムの確立を図るため、「福祉、保健、医療・介護の生活関連分野の連携強化」を推進します。

取組主体	主な取組
市民	(1) 在宅ケアを受けている人等に対して、手助けできること等があったら、積極的に協力します。
地域	(1) 地域に困りごとを抱えている人がいたら、民生委員児童委員等が相談に応じたり、必要に応じて相談機関につなぎます。【再掲】 (2) 地域ケア会議や、地域福祉に関する会議等に参加します。
日南市	(1) 地域ケア会議の充実【長寿課】 高齢者個人に対する充実した支援とそれを支える社会基盤の整備を同時に行う「地域ケア会議」について、薬剤師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士、管理栄養士等の多職種専門職の参加促進とともに、ケアマネジメントの質の向上を図ることにより、地域ケア会議の充実を図り、高齢者の在宅生活の質の向上に努めます。 (2) 医療・介護連携の強化【長寿課、中部病院】 医師会や介護事業者等と、必要な情報を共有し、課題の共通認識を図り、切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスを適切に提供する体制を推進します。 また、専門職である認知症サポート医・保健師・看護師・作業療法士・医療ソーシャルワーカー等で構成された「認知症初期集中支援チーム」を活用し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を推進します。 (3) 終末期ケアの実施体制の強化【長寿課、中部病院】 人生の終末期を医療機関等だけでなく、住み慣れた自宅での看取りができるよう、福祉事業所・医療機関関係者に対する研修・啓発等を通じた訪問看護や在宅医療の提供体制の確保、市民に対する終末期ケアに関する周知・啓発に努めます。
市社協	(1) 地域ケア会議への参画 地域包括ケアシステムの中核となる「地域ケア会議」に積極的に参画し、医療・介護・福祉の関係機関とのネットワークの形成・課題共有を図るとともに、インフォーマルな支援の提案や地域住民による支援体制づくりの役割に努めます。